

東日本ブロック（東京会場）第1分科会

日 時：平成 28 年 3 月 2 日（水）

場 所：戸山サンライズ 全国障害者総合福祉センター 2 F 大会議室

テーマ：「触法障がい者の支援」

〈コーディネーター〉村木 太郎 氏（公社）全国シルバー人材センター事業協会 専務理事
共生社会を創る愛の基金 顧問

〈パネリスト〉新井 利昌 氏 埼玉福興(株) 代表取締役
伊豆丸剛史 氏 長崎県地域生活定着支援センター 所長
坂根 真理 氏 法務省さいたま保護観察所 保護観察官

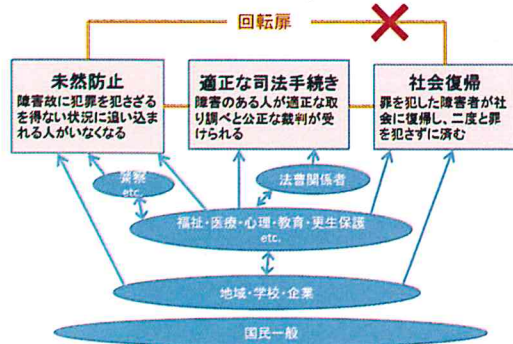
村木（触法障がい者の支援）

法務省矯正統計のグラフを見ると、全入所者におけるIQ70未満の知的障がい者の割合は4分の1を占める。彼らの罪名で圧倒的に多いのは窃盗だが、実質は万引きや置き引きの類だ。次に多いのは詐欺だが、これも実際は無銭飲食。しかし1度万引きしただけでは刑務所には行かず、叱られて放免だろう。何度か重なると警察に引き渡されてお説教され、それでも懲りなければ検察庁に送検される。



そこでも最初は執行猶予が付き、もう一度繰り返せばよいよ刑務所となる。このような長い失敗の積み重ねの歴史があって、彼らは刑務所にたどり着いている。

3つのステージで負の回転扉を止める



満期で刑務所を出ても、周りからは冷たい目で見られて行き場所がなくだんだん人間不信になったり、住むところやお金のあてもなくまた万引きや無銭飲食をして、また帰っていくことになる。特に12月は、屋根付きで寝られて、正月はおせちも食べられるからと、わざわざ罪を犯して大勢がやってくるらしい。このような流れを繰り返すことを、私は負の回転ドアと呼んでいる。

再犯率のグラフからは、無職の人と仕事を得た人では4倍差があることが分かる。きちんと職を得ることで生活が安定し、社会と接点を持って自分の居場所を見つけられることが防止につながる。満期と仮釈放別で比べると、差は2倍となっている。仮釈放には更生意欲や引き取り手が必須だから、やはり出所後の環境整備が再犯率に大きく関与するよう

だ。

知的障がい者については、取り調べの問題もある。われわれが海外旅行先でトラブルに巻き込まれたとき、言葉が通じず真意がうまく伝わらないのと同じような状況を、コミュニケーション能力に障がいがある彼らは取り調べや裁判で経験する。

ではどうやってこの負の回転ドアを止めるのか。本人が罪を犯さざるを得ない状況に追い込まれないようにするのが一番だが、可視化等による適正な司法手続きや、居場所と出番をつくる社会復帰への仕組みづくりが不可欠だろう。（進行）

新井（ソーシャルファームを目指した支援）

元々は、平成5年に障がい者の生活寮から始まったが、都会に住むトラブルを起こした障がい者やニート、シングルマザーなどを受け入れて就労支援をしているうちに、自然と働きにくい人たちに働く場所を提供する、ソーシャルファームのような形態となっていった。

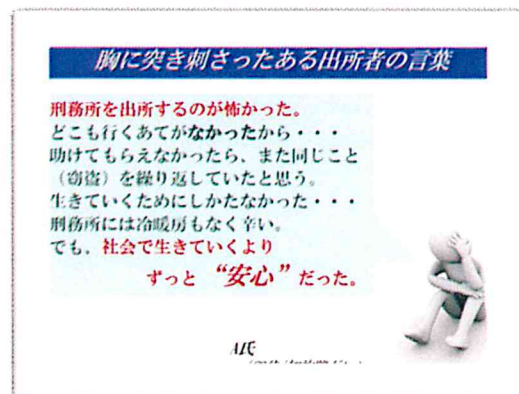
時代の流れで障がい者の仕事が減ったことを受け、平成15年ごろから農業分野に取り組み始めている。就労支援B型と生活寮、グループホームでワークシェアをして育て、自分たちで雇用していく。農業が嫌な人には企業や特例子会社などをお願いをするなど、多様なケースで受け入れをしている。

医療少年院などからも受け入れているが、うちに来てまた戻ってしまったり、あちこちでピンポンのように何度も繰り返してしまうケースもある。支えるこちら側にも課題があるが、いい意味でピンポンができる場所をたくさん増やすべきだと私は思う。まず、寝るところがあってご飯がちゃんと食べられるところからスタートして、月に1～2万円でも働ける場所がある。そこから次のステップに持っていくのが、福祉で支えていくことではないかと思う。このような場所をたくさんつくっていききたい。（農福連携に取組む株式会社）



伊豆丸（長崎の実践を踏まえて）

全国で初めて、平成21年にできた長崎県地域生活定着支援センターで、これまで罪を犯した450名ほどと向き合っている。1人目を刑務所に出迎えに行ったとき、その60代の知的障がい者から「刑務所を出所するのが怖かった」と言われ、ショックを受けた。この言葉に、オリンピックを控えたこの日本社会において、罪を犯さざるを得なかった社会



的な問題の根幹を見た思いがした。

現在、各都道府県に1カ所ずつあるセンターでは、服役後の高齢者や障がい者の帰住先探しや福祉につなぐ支援事業を行っている。厚生労働省のホームページから引用した調整の実績を見ると、平成26年度は全国で1,385名、そのうち社会復帰した人は743名いる。内訳は、65歳以上と以下が半々で、障がい者の比重は7割弱。重複も含めると知的障がい者がその34%を占める。多くが犯罪を繰り返しているうちに高齢障がい者となってくる。



刑務所に服役する場合、1年間で1人の受刑者に対して私たちの税金が300万円使われるといわれている。最近私が担当した知的障がい者は、3年間服役していたので単純に900万円掛かっていた。出所して間もなく80円のお総菜を万引きして、また3年の刑を受けていた。社会に戻っても行き場所がなく福祉のサービスも受けられず、こうして税金が使われる。犯罪や刑務所は一般人からは遠い世界でも、税金がそういう形で使われているという見方をするとより身近な問題になってくるのかなと思う。

障がい者の貧困率が25%を超えていると報道されている。脱出には就労が最も有効だろう。就労を後押しする施策は当然必要だが、それとともに一度きりではなく長く関わり続ける支援も重要だと、450名と向き合う中で実感する。触法障がい者には、他人に受容されずに生きてきた人たちが多く、自尊心が傷ついたり自己肯定感が低い傾向がある。その人たちの目線や心に寄り添っていくことで、いろいろなミスマッチを防いでいけると思っている。（地域生活定着支援センター）

坂根（保護観察所の取組み）

刑務所は法務省の管轄、福祉は厚生労働省という縦割り行政の中で、その隙間に落ちていく人たち、犯罪を繰り返さざるを得ない人たちを救済すべく、お互いの仕事を重ね合わせて協働する目途で全国に定着支援センターができて7年がたつ。以来、再犯防止も含めて大きな効果が上がっている。

私はさいたま保護観察所の保護観察官の任にあるが、4年前から福祉支援の窓口となる特別調整官も1人で兼任してきた。保護観察中の人には困ったケースが多々ある。各所へ受け入れのお願いや、行政への交渉に定着支援センターとペアで動くことで結果に結び付き、徐々に地域の中で協働するソーシャルワークがかたちづくられてきた。平成26年からは所内に5名の保護観察官からなる福祉支



援班ができ、チーム体制で定着支援センターとの業務に当たっている。これはさいたま保護観察所の特徴的な取り組みだ。

私たちは特別調整や一般調整として、定着支援センターに依頼するケースの選定をしている。単に右から左に案件を回していくのではなく、選定するには責任が伴うと思う。立場や役割は違っても、お願いしたらそれで終わりではなく、一緒に動きながら一緒に結果を得られるようにやっていく姿勢を大事にしている。(法務行政)

司会（触法障がい者の実像）

触法障がい者とは具体的にどんな人たちか。(進行)

新井（罪を犯してしまった普通の人）

うちの利用者は一般的な知的障がいや発達障がいの人たちだ。学校や社会で周囲の理解を得られず、「おまえ、何やっているんだ」と言われ続け、ストレスを抱えていても親が介護状態で相談する相手がないなど、厳しい環境の中で精神的に参ってしまった結果罪を犯してしまっただけで、普通の人と変わりはない。

彼らには仕事と当たり前の生活が一番大事だと思う。チームの中で役割を持って仕事をし、グループホームで毎日顔を見て、ご飯を食べて、時にはけんかもする兄弟のような、疑似家族のような環境づくりを目指している。(農福連携に取り組む株式会社)

司会（地域生活定着支援センターの成果は）

長崎を皮切りに地域定着が全国展開をしてきているが、成果があれば紹介してほしい。(進行)

伊豆丸（関わり続けること）

5年前に医療刑務所から受けた女の子のケースは、かまってもらえないからと歯ブラシを飲み込み、緊急搬送で開腹手術を受けるなど、現場は振り回されてとても疲弊した。愛があれば変わるだろうとみんなで頑張ったが、最後は精神科につなぎ、その後長崎を出てあちこちを転々として、この子はどうなるかと心配していた。それが今は精神科を離れ単身生活をしていて、近く



結婚すると聞いたときにはみんなで万歳した。関わり続けることの大切さを学んだ事例だ。

6年前に携わったケースは、お金を持つと所在不明になり、金銭管理を社協さんがすると俺の金を返せと怒鳴り込むような男性だった。この人にみんなで関わろうと、飲み屋やパチンコ店などの協力を得て地域ネットワークをつくり、緩衝材のエコバッグのようにや

んわりコントロールする方向で支援をしていった。

触法者と接していると、いろいろな過去の生きづらさや生活のニーズが罪というかたちで現れる方が多いと感じる。その人の生活ニーズや課題、外的・内的因子を探っていけば、そこから社会や制度の不備が顕著に見えてくる。それらを宝と捉えれば、さまざまな地域ネットワークがつかれるだろう。そのためにも関わり続ける必要があると思っている。(地域生活定着支援センター)

司会 (触法障がい者の自尊感情醸成)

触法障がい者で出所された方は、二重の意味で自己肯定感がとても低いとよく聞く。その人たちが自尊感情を持つようになっていくにはどのような支援が必要か。(進行)

伊豆丸 (非審判的な態度で接する)

職員一同、「バイステックの7原則」を常時携帯して指針としている。特に5番目の非審判的態度の原則、どんな言動にも否定から入らず、この人は安全基地なんだと信頼してもらうことが肝要だと思う。(地域生活定着支援センター)

坂根 (認めること、褒めること)

これまでの人生は他人から否定されることが多かったと思うので、シンプルだが認められたり、褒められたりすることがとても重要だろう。本人たちにある程度の安心と安全が適用できる生活環境を整えていくことが非常に大事だと思う。(法務行政)

(質疑応答)

AA (出所後の住まい)

触法障がい者は出所後どこから通うのか。また、受け入れる場合怖いイメージがあるが、実際はどうか。(就労継続支援A型事業所)



⑭新井 (福祉支援を受けている人から)

最初のステップは無理をしないで、グループホームや福祉が支えている所の方を雇用した方がいい。最賃を払うだけでもすごく貴重なので、少しずつ成功事例を積み重ねていってはどうか。(農福連携に取り組む株式会社)

伊豆丸 (住まい方はさまざま)

生活する場所は本人の希望に沿って、更生保護施設というシェルターからアパート、グループホーム等があり、生活は法務省サイドの更生保護で、日中は福祉で支援というかたちもつくれる。(地域生活定着支援センター)

坂根（更生保護施設は一時的）

更生保護施設は全国にあるが、基本は一時的な住まいの位置付けだ。指定更生保護施設は、高齢者や障がいの方を積極的に受け入れているので、最寄りの保護観察所に問い合わせられたい。また、福祉関係ではA型事業所に、犯罪経歴者を承知で雇う協力雇用主として保護観察所に登録していただいている。協働のチャンスがあればぜひお願いしたい。

利用者を預かる責任においても、出所者の受け入れには不安があるだろう。保護観察所で認定をして定着支援センターに依頼をしているケースなら、チーム支援が出来上がっているので、1人で抱え込むこともなく、就労部分の支援を担ってもらえればいい。（法務行政）

司会（就労支援の最初の窓口）

就労となると、最初はどこへ行けばいいのか。（進行）

坂根（保護観察所へ）

保護観察所に必ず就労支援の窓口がある。（法務行政）

BB（就労に向けどのような働き掛けがいいか）

利用している知的の触法障がい者を見ていると、自分が犯した罪の意識が薄いようだ。今後実習や一般就労を目指す際、自覚を促すためどのような働き掛けを行ったらよいか。（就労移行支援事業所）



新井（前向きに）

経験から言えば、過去の振り返りよりも就労に向けて前向きな話をしていった方がいいだろう。（農福連携に取り組む株式会社）

伊豆丸（いろいろな見立てを）

「少年鑑別所法」により少年鑑別所でアセスメントをしてもらえるようになったので、それを基に関係者それぞれの見立てを共有してはどうか。あまり犯罪行為だけにとらわれすぎない方がよいと思う。薬物更生の手法を見ると、喫煙者がパッチやガムから徐々に禁煙を始めるように、段階を踏んで時間をかけて害を軽減させている。このように少し大きな物差しで、いろいろな見立てで接していくことに留意している。（地域生活定着支援センター）

東日本ブロック（東京会場）第2分科会

日 時：平成 28 年 3 月 2 日（水）

場 所：戸山サンライズ 全国障害者総合福祉センター 2F 中会議室

テーマ：「生活困窮者の支援」

〈コーディネーター〉和田 敏明 氏 ルーテル学院大学

〈パネリスト〉本後 健 氏 厚生労働省社会・援護局 生活困窮者自立支援室長

池田 徹 氏 (社福)生活クラブ風の村 理事長

西岡 正次 氏 大阪地域職業訓練センター A ワーク創造館 就労支援室長

行岡みち子 氏 グリーンコープ連合 生活再生事業推進室長

本後（「生活困窮者自立支援法」の概要）

生活困窮者対策の元々の考え方は、社会保障においてはよくセーフティネットといわれるが、第1のネットが働いているということを基本にした社会保険制度や雇用保険制度と、最後のネットとして受け止める生活保護制度があった。新たに、生活保護に至る前にさまざまな支援を行い、生活を立て直していこうという仕組みが、今回第2のネットとしてつくられた。

ポイントは自立相談支援事業にある。生活困窮に関わるさまざまな相談を包括的に受け止めるために、全国 901 の福祉事務所に、未設置地域は都道府県が管轄しているため全市町村に窓口を置き、どこに住んでいても必ず相談できる体制をつくっている。生活困窮に関する問題は課題が複合的なことが多く、これまでどこが対応するか判断が難しかったが、専門窓口ができたことにより、誰が動くかが明確になったところに大きな意義がある。



法律はできたが、もちろんそれだけで支援が成り立つわけではない。介護の課題であれば地域包括支援センター、障がいなら障がいの相談支援事業所、多重債務なら法テラスや弁護士会などの司法関係、労働や雇用についてはハローワーク、地域若者サポートステーション等、これらの関係機関との連携が必須となってくる。

仕組みの1つは住居確保給付金制度。離職により住居を失った 65 歳未満の人に、期限付きで家賃相当を給付する。住居の不安なく次の仕事を見つけてもらうのが狙いだ。他に取り組みの判断を自治体に委ねる任意事業が4つ。就労関係では、中間的就労という都道府県知事が就労訓練事業所を認定する制度も組み込まれている。

これらの支援を組み合わせながら、一人一人に合った支援をつくっていくのがこの制度

だが、なにぶんできて間がないので、今後さらに普及、発展していけるよう進めていきたいと思っている。(福祉行政)

池田 (支援付き就労)

働きづらさを抱えた人たちに柔軟な働き方を提供し、われわれ法人の中で一般就労まで行けるよう、個別支援計画を立てて応援するユニバーサル就労を行っている。働き方は、雇用未満のボランティアに近い無償コミューターと有償コミューター、最賃保障職員、そして賃金体系としては一般職員だがまだ支援を必要とするステージの4つがある。現在私どもの法人では、全職員 1,500 人中 76 人がユニバーサル就労として働いている。

「生活困窮者自立支援法」の取り組みが始まっているが、5つの点で重要だと考えている。1つ目は、これまで縦割りだった制度が、初めて生活困窮という区分だけで横割りとなったこと。2つ目は各自治体の創意工夫で運用できること。3つ目は伴走型支援が明記されていること。4つ目は生活困窮者支援を地域づくりと位置付けていること。5つ目が将来的に全世代・全対象型にできる可能性があること。厚生労働省は昨年9月に、新たな時代に対応した福祉の提供ビジョンとして、全世代・全対象型のサービスに向かっていくべきだという方向性を打ち出している。非常に注目すべき動きだと思う。

最近話題の性的少数者にも働きづらさがある。障がい者のみならず就労支援を必要とする多様な人たちに中間的就労で対応しようにも、従来の福祉的就労と一般就労というくり方だけだと制度矛盾が生じる。よりフレキシブルな働き方に対する支援ができるよう、制度設計の見直しが急務になるだろう。そのヒントが支援付き就労という概念ではないかと思っている。



支援付き就労によって地域で働く人が増えていけば、その人たちが地域づくりの担い手になっていける。支援付き就労が広がっていくことは地域づくりを後押しすることだという意味合いを込めて、支援付き就労をサポートする支援付き就労地域づくりセンターを設置してはどうかと考えている。併せて、障がい者の法定雇用率のように、制度として支える仕組みづくりを提案していきたい。(社会福祉法人)

西岡 (制度導入における自治体の実情)

全国各地の自治体で就労支援の応援を行っている立場から見ると、生活困窮者支援制度のポイントは2つだと思う。まずこの制度を実施する主体は自治体にあるということ。そして中間的就労などを含め就労支援に重点が置かれたことだ。

現在、住民税非課税の方を対象にした臨時福祉給付金受給者は、2,300 から 2,400 万人と推定される。実に人口の5分の1を超えている。この数字に生活保護の方は含まれてい

ない。いかに低所得層が増えているかが分かるだろう。

彼らが収入を得るために働こうにも、職業経験がない人や事情で長期離職になった人、職種がなくなって職業替えせざるを得なくなった人たちが、今後のキャリア形成をどうしていいか分からないまま、きちんと求人を提供するハローワークを利用しきれていない。私に関わる青森や高知でも有効求人倍率が伸びたといわれるが、実のところは求職者が減っているだけだ。もっと言えばハローワークの利用者が減っているということだ。



課題は自治体側にもある。窓口で相談を受ければ、このサービスを利用してくださいと就労の提案をする。最後に、じゃあ、ハローワークに行きましょうとなるのが共通パターン。ハローワーク頼みが自治体の就労支援の特徴と言える。しかし、支援付き就労や中間的就労なんていうメニューはハローワークにはない。ならば自治体や地域がそういった仕事を開発しないとイケない。それがない限り、相談員は相談を受けても、その人に合った就労ステップのプランがつかれず、今までどおりハローワーク行きしか残らないことになる。

制度はまだ導入1年目で自治体は混乱状態にあり、私から見れば動ききれていないと感じられるが、今後の創意工夫で、求職者のみならず企業や事業サイドにとってもさまざまな試みにチャレンジできる制度となるだろう。(地域職業訓練センター)



行岡（家計相談支援）

10年前から多重債務の人たちの相談窓口をしていたが、債務整理だけではどうにも解決ができず、最終的には相談者がどう生活を立て直すかという視点でずっと活動してきたことが、現在の家計相談支援事業というかたちになっている。家計相談というと、どうしても家計簿を付けるとか、買い物行動のチェックで無駄遣いを指摘するなどのイメージを

持たれがちだが、私たちがやろうとしているのはそんなことではない。

多重債務の場合で言えば、例えば妻が1人で相談に見えても、妻は必ず夫や子どものカードでもキャッシングしていて、おそらく親戚にも借りていてと連鎖している。だからその人を取り巻く全体を見た支援が肝要になる。どの相談者にもまず一緒に家計表をつくってもらう。その際、配偶者はどれぐらい生活費を入れているのか、成人の子どもがいれば支援はもらえるのか、しゅうとたちはどうかと聞いていけば、ほぼ家族の人間関係や置か

れた状況が分かる。母子家庭の場合などは実家との関係も見逃せない。

1カ月の収支状態を大まかに押さえ、相談者自身が現状を把握できたところで、生活の立て直しを一緒になって考えていく。時にはお宅を訪問して台所や家の様子を見た上で、各種制度の利用や支援につないだり、必要な場合は最小限の貸し付けをあっせんしたりもする。最終的には自分で考えて自分で管理していけるよう、活力を取り戻していく支援をするのが役割だと思っている。(生活協同組合)

池田(福祉型コンビニ)

支援付き就労地域づくで、千葉市にちばの縁側トを提案している。誰に時には就労の場になり得側のような場をつくるのもっていても行ける人の縁側機能に最も近い。だ人がコンビニを経営しよ大手のフランチャイジーとして、相談や見守りなど福祉的機能を付けた福祉コンビニを縁側としてつくろうとしている。



りセンターの関連づくりプロジェクトでも居場所や役割、る機能を持つ、縁が狙いだ。引きこ多いコンビニは、ったら社会福祉法うという発想だ。

さらには空き家型や福祉事業所型も考えている。ただ制度事業をやるためだけの設計ではなく、誰でも何となく来やすい縁側的なハード、ソフトを持った場所、そういうコンセプトでの事業所づくりを提案している。(社会福祉法人)

和田(協働から生まれる新たな可能性)

現代はさまざまな人々が働ける職場づくりが社会共通の課題となってくるため、支援付き就労は新しい労働の道を切り開く上で鍵となるだろう。しかし、社会的に孤立しては、仕事が適切だというだけでは長続きしない。社会とのつながりと就労は共通して取り組んでいけるものではないかと思う。

生活困窮者自立支援の仕事や障がい者の就労、あるいはいろいろな人たちの社会参加のところが積極的に結び付くことによって、新しい可能性を地域の中に持つことができるのではないか。特に障がい関係に携わる方々が切り開いてきた先駆性を、社会全体がよく理解して力を出し合っていくことが必要だと思う。今日の出会いが、それぞれお互いの活動を広げる意味で役に立っていくならとてもうれしく思う。(大学教授 進行)



(質疑応答)

B B (社会的雇用の考え方)

障がい者雇用にはいわゆる社会的雇用という考え方があるが、支援付き就労と社会的雇用の関係をどう考えるか。(聴講者)



池田 (現行法の再検討が必要)

例えば、一定の力量を持った人がB型となったら労働法制の庇護は受けないが、減額特例で工賃は同じかもしれないがA型だと庇護を受けられるのが現行法だ。福祉的就労と一般就労の二分法の在り方は、再検討が必要ではないかと思う。(社会福祉法人)

本後 (中間的就労は新しい概念)

生活困窮者自立支援制度にある中間的就労という働き方は、障がい者雇用の世界にはなかった概念なので、A型、B型の相対的な関係として社会的雇用とか就労という言い方をされていると思う。

この中間的就労は、就労訓練事業というかたちで支援に対して何も給付せず、法人さんの完全な自主事業の形態となる。非雇用と雇用があるが、企業個々の判断で働き方の1類型としての位置付けになると思う。(福祉行政)

C C (企業の就労取り組みは)

企業はどうやって就労に取り組んでいるのか、事例を挙げて教えてほしい。(聴講者)

西岡 (支援があれば人は動く)

都会に住むキャリアを模索中の人に、例えば地方で農業のような、本人にとっては意外な選択肢を提案して、インターンシップから経験する機会を提供している。ものづくりの場では、職場体験ができるよう仕事内容をつくり変えて、ロースキルの人でも入れるように調整している。

仕事があるから行ってこいなどと無責任なことは言えない。しかし各地域で自治体やさまざまな団体が責任を持って支援体制を敷いてくれるなら、支援があれば人は動く実感している。(地域職業訓練センター)

司会 (制度と障がい者雇用の接点)

生活困窮者自立支援の具体的な取り組みと障がい者の雇用促進をどうつなぐことができるのか、あるいはどのように一緒にやっていったらいいのか。(進行)

西岡（企業支援の役割を）

最近障がい者団体主催の勉強会によく誘われる。就労支援において苦勞されたり実績を積まれたりしているの、制度にどう絡めるのか皆さん非常に熱心だ。連携で大事なのは、働く現場である企業側への相談支援も担ってもらいたいことだろう。企業を支援する仕組みが地域にできていくきっかけがこの制度にはあるので、障がい者の支援をされている人にとっては大きなベースになると思う。（地域職業訓練センター）

EE（協働のイメージ）

生活困窮者雇用と障がい者雇用の双方を促進して、協力して動ける体制のところと、企業との連携、市との協働のところが具体的にイメージできない。お互いを生かす方向性みたいなものがあれば教えてほしい。（社会福祉協議会）

西岡（市が企業の人材確保を手伝う姿勢）

役所は地元の企業しか見ない場合が多いが、地域に関係なく広く企業の人材確保を手伝う姿勢を取るのが最適だ。企業は多様な人材雇用の経験が乏しいので、役所が後押しすれば、事業所からの受け入れも安心感を与えるはずだ。自治体も応援して、企業も応援するという土壌ができれば、社協さんも動きやすくなると思う。（地域職業訓練センター）

【平成27年度障がい者（児）就労スキルアップ研修会（東日本ブロック）】

生活困窮者自立支援法の 施行状況等について

平成28年3月2日
厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室長 本後 健

「私は会社ではたらいっています」

ユニバーサル就労

生活困窮者自立支援制度等が開く 「支援付き」就労の可能性と課題 ～自治体・地域の役割～

1. わたしの立場 2p
 2. 相談支援の対象 3p
 3. 「就労支援」をめぐる混乱と背景 8p
 4. 就労支援の仕組みと雇用システム 11p
 5. 企業等からみた「支援付き」人材 18p
 6. 「支援付き」就労の開発と地域・自治体の役割 22p
- 資料「支援付き」就労の開発事例 24p

A'ワーク創造館 就労支援室 西岡正次

NPO福祉ネットこうえん会主催
障がい者（児）スキルアップ研修会東日本ブロック
2016年3月2日

家計相談支援事業の実際とその効果



グリーンコープ共同体
家計相談支援事業所
生活再生事業推進室
室長 常務理事 行岡 みち子

IV 企画会議の開催状況

平成27年度障がい者(児)就労スキルアップ研修会

西日本ブロック（岡山会場） 企画会議

		氏名	所属	職	備考
企画委員	1	大月 政和	岡山障害者就業・生活支援センター	課長	
	2	阪本 文雄	社会福祉法人 山陽新聞社会事業団	専務理事	委員長
	3	萩原 義文	NPO法人 就労継続支援A型事業所協議会	理事長	
	4	吉田 昌司	倉敷市保健福祉局（兼）健康福祉部	参与（兼）部長	
オブザーバー		小野 泰樹	中国四国農政局 経営・事業支援部 経営支援課	課長補佐	
		金島 久美子	岡山県 教育庁 特別支援教育課	総括副参事	
主催者		林田 恒正	NPO法人 福祉ネットこうえん会	会長	
		大西 澄男	〃	専務理事	
		朝倉 清孝	〃	事務長	

- ・ 委員長打合せ

日時 平成27年6月21日（日） 16時

場所 ピュアリティまきび 1F
（岡山県岡山市北区）
- ・ 第1回企画会議

日時 平成27年7月9日（木） 15時

場所 岡山シティホテル桑田町 2F会議室
（岡山県岡山市北区）
- ・ 第2回企画会議

日時 平成27年9月17日（木） 15時

場所 岡山シティホテル桑田町 3F会議室
（岡山県岡山市北区）

平成27年度障がい者(児)就労スキルアップ研修会

中日本ブロック（浜松会場） 企画会議

		氏名	所属	職	備考
企画委員	1	金田 祥史	医療法人社団至空会 多機能型事業所だんだん	管理者	
	2	斯波 千秋	NPO法人六星 ウイズ半田	施設長	
	3	古橋 友則	NPO法人六星 ウイズ蛸塚	施設長	
	4	海野 洋一郎	社会福祉法人 みどりの樹	理事	
	5	永井 昭	社会福祉法人復泉会 くるみ共同作業所	理事長	委員長
	6	高木 誠一	社会福祉法人ひかりの園 浜松協働学舎		
	7	美和 勇一郎	社会福祉法人ひかりの園 浜松協働学舎		
オブザーバー		加藤 陽一	障害者就業・生活支援センター だんだん	センター長	
		浅野 豪	浜松市健康福祉部障害保健福祉課	医療・就労支援グループ長	
		塩原 裕子	浜松市健康福祉部障害保健福祉課	障害者就労プロモーター	
主催者		林田 恒正	NPO法人 福祉ネットこうえん会	会長	
		大西 澄男	〃	専務理事	
		朝倉 清孝	〃	事務長	

- ・ 浜松市役所打合せ

日時	平成27年10月28日（水） 12時30分
場所	浜松市役所 2階 障害保健福祉課 （静岡県浜松市中区）

- ・ 第1回企画会議

日時	平成27年11月16日（月） 13時
場所	浜松市役所 2階 障害保健福祉課 （静岡県浜松市中区）

- ・ 第2回企画会議

日時	平成27年12月7日（月） 15時
場所	ホテルクラウンパレス浜松 5階 会議室 （静岡県浜松市中区）

- ・ 第3回企画会議

日時	平成28年1月18日（月） 13時30分
場所	浜松市役所 4階 健康福祉部会議室 （静岡県浜松市中区）

平成27年度障がい者(児)就労スキルアップ研修会

東日本ブロック（東京会場） 企画会議

	氏名	所属	職	備考	
企画委員	1	村木 太郎	NPO法人就労継続支援A型事業所全国協議会 (公社)全国シルバー人材センター事業協会	顧問 専務理事	委員長
	2	久保寺 一男	NPO法人就労継続支援A型事業所全国協議会 社会福祉法人進和学園	理事長 統括施設長	
	3	萩原 義文	NPO法人就労継続支援A型事業所全国協議会	副理事長	
	4	金子 鮎子	NPO法人就労継続支援A型事業所全国協議会 NPO法人ストローク会	理事 副理事長	
	5	近藤 友克	NPO法人就労継続支援A型事業所全国協議会 社会福祉法人豊芯会	事務局長 常務理事	
	6	新井 利昌	埼玉福興株式会社	代表取締役	
主催者	林田 恒正	NPO法人 福祉ネットこうえん会	会長		
	大西 澄男	〃	専務理事		
	朝倉 清孝	〃	事務長		

- ・ 委員長打合せ
 - 日時 平成27年6月12日（金） 16時
 - 場所 日本生命相互会社日比谷ビル
（東京都千代田区）
- ・ 第1回企画会議
 - 日時 平成27年12月18日（金） 17時
 - 場所 全Aネット事務局（社会福祉法人豊芯会）
（東京都豊島区）
- ・ 第2回企画会議
 - 日時 平成28年1月15日（金） 17時
 - 場所 全Aネット事務局（社会福祉法人豊芯会）
（東京都豊島区）
- ・ 研修会の広報
 - 日時 平成28年2月17日（水）
 - 場所 B I Z新宿
（東京都新宿区）
特別研修会…(NPO)就労継続支援A型事業所全国協議会
伊藤忠商事 東京本社ビル10F
（東京都港区）
関東・甲信越ブロック会議…全国重度障害者雇用事業所協会